

(樹木採取権登録令施行規則(令和元年農林水産省令第49号。以下「規則」という。)第82条の10第2項第4号及び第82条の15第3項第3号に規定する農林水産大臣の定める事項を記載した書面の例)

承諾書(表題)

農林水産大臣 殿 (宛先(代替措置等申出書を提出する農林水産大臣の表示))

令和〇年〇月〇日 (作成年月日)

登録太郎

(作成者(申出人に限る。)による署名(又は記名押印))

下記の内容を十分に理解し、必要事項を記載の上、これを提出します。

記

1 公示用住所提供者	農林水産大臣	
2 申出人の情報	(ふりがな) 氏名	(とうろく たろう) 登録太郎
	住所	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日生
	電話番号	000-000-0000
	その他の連絡先	〇〇〇@×××
3 文書等の取扱いに関する事項 (各事項の内容を 十分に理解した上 で、□にチェックを 付して下さい。)	<input checked="" type="checkbox"/> 前記2の内容に変更が生じた場合には、速やかに農林水産大臣に変更後の事項を申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 農林水産大臣が受領するのは、申出人に宛てて農林水産大臣に送付された文書に限り、文書以外の物は受領しないことを承諾します。 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判所による特別送達、本人限定受取郵便その他の農林水産大臣において受領することが性質上予定されていない方法により農林水産大臣に送付された文書は、農林水産大臣において受領しないことを承諾します。 <input checked="" type="checkbox"/> 農林水産大臣が受領した文書は、当該受領の日から1か月間に限り農林水産大臣が保管するものとし、申出人本人又はその代理人がその期間内に当該文書を受領しな	

	<p>いときは、農林水産大臣において当該文書を廃棄することを承諾します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申出人に宛てて農林水産大臣に送付された物が文書であることを確認するため必要があるときは、申出人の承諾なく、農林水産大臣において開封その他の必要な処分をすることを承諾します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 規則第 82 条の 10 第 2 項第 4 号及び第 82 条の 15 第 3 項第 3 号に規定する取扱い（以下「本取扱い」という。）は、次に掲げる日のうち最も早い日に終了し、当該日以後に申出人に宛てて農林水産大臣に送付された文書その他の物は、農林水産大臣において受領しないことを承諾します。</p> <p>(1) 農林水産大臣を公示用住所提供者とする代替措置等申出（規則第 82 条の 4 第 1 項に規定する代替措置等申出をいう。以下同じ。）があった日から 10 年を経過した日（この農林水産大臣の定める事項と同様の事項を記載した書面を提出して農林水産大臣に対して本取扱いの延長を申し出た場合を除く。）</p> <p>(2) 規則第 82 条の 14 第 1 項の規定による代替措置申出の撤回があった日</p> <p>(3) 申出人の死亡の日</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 農林水産大臣が公示用住所提供者であるときに公示用住所（規則第 82 条の 9 に規定する公示用住所をいう。以下同じ。）となる農林水産省の所在地に変更があった場合であっても、規則第 82 条の 15 第 1 項の規定による公示用住所の変更申出がない限り、登録事項証明書に記載される公示用住所は変更されないことを理解しました。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 農林水産大臣の故意又は重過失による場合を除き、本取扱いに関して発生した損害について、国は賠償責任を負わぬことについて承諾します。</p>
--	---